

改正

平成23年3月28日告示第58号

平成24年2月10日告示第10号

平成25年3月21日告示第11号

佐久市物品の購入、製造、委託等の業務に係る入札・契約情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務（建設工事に係る委託等の業務を除く。以下「物品購入等」という。）に係る入札及び契約（予定価格が50万円以上のものに限る。以下同じ。）に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2条 物品購入等に係る入札及び契約に関し公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加資格等に関する事項
- (2) 入札の経緯及び結果に関する事項

(公表の方法及び内容)

第3条 前条の規定による公表（以下「公表」という。）の方法は、閲覧に供することによるものとし、閲覧に供する書類（以下「閲覧書類」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号及び第5号については、写しの交付によることができるものとする。

- (1) 佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成19年佐久市告示第34号）に定める物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「参加登録者名簿」という。）
 - (2) 佐久市建設工事請負人等選定委員会規程（平成17年佐久市訓令第52号）に定める入札参加資格要件調書、請負人等選定調書又は業者選定（参加資格要件）調書の写し
 - (3) 入札等に係る指名通知書又は見積通知書の写し
 - (4) 入札経過書又は見積経過書の写し
 - (5) 予定価格が記載された書類又はその写し
- 2 随意契約によることとした場合は、前項第2号から第5号までに掲げる書類を閲覧に供するものとし、次に掲げる事項は佐久市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するものとする。ただし、次に掲げる事項以外の事項のうち、必要なものについては、市ホームページに掲載するものとする。
- (1) 随意契約の相手方の選定理由
 - (2) 契約の相手方とした者の名称及び住所
 - (3) 契約の名称、契約を締結した日及び契約金額
- 3 第1項第2号から第5号までの閲覧書類のうち、作成を省略したものについては、当該書類の作成を省略した理由及びその根拠を記した書類を閲覧に供するものとする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる書類 作成後遅滞なく
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる書類 落札者決定後遅滞なく
- (3) 前条第1項第4号に掲げる書類 作成後遅滞なく
- (4) 前条第1項第5号に掲げる書類 契約締結後遅滞なく
- (5) 前条第2項各号に掲げる事項は、月ごとに月末に集計し、集計後遅滞なく

(公表の場所)

第5条 公表の場所は、企画部契約課に設ける閲覧所（以下「閲覧所」という。）とする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる書類 新たに参加登録者名簿を作成する日まで
- (2) 第4条第2号、第3号及び第4号に掲げる書類 公表の日（契約締結前に公表したものについては、契約を締結した日）の翌日から起算して1年を経過する日まで

- (3) 第4条第5号に掲げる事項 公表の日の翌日から起算して1年を経過する日まで
- 2 佐久市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成23年佐久市条例第25号）に定める長期継続契約に関して公表する場合にあっては、前項第2号及び第3号中「起算して1年を経過する日」とあるのは「契約期間が満了する日」と読み替えて適用するものとする。

（遵守事項）

第7条 第3条の規定により閲覧をし、又は写しの交付を受けようとする者は、閲覧又は写しの交付に際し、所定の閲覧簿に必要事項を記入しなければならない。

- 2 閲覧書類は、閲覧所以外の場所へ持ち出してはならない。
- 3 写しの交付を受けようとする場合は、実費を負担すること。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日告示第58号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月10日告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市物品の購入、製造、委託等の業務に係る入札・契約情報公表要綱の規定は、平成24年4月1日以後に締結する契約から適用する。

附 則（平成25年3月21日告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市物品の購入、製造、委託等の業務に係る入札・契約情報公表要綱第6条の規定については、平成24年4月1日以後に締結した契約から適用する。